

大雪山国立公園松仙園地区利用適正化計画協議会 設置要領 (案)

(名 称)

- 1 この会議は、「大雪山国立公園松仙園地区利用適正化計画協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目 的)

- 2 協議会は、大雪山国立公園松仙園地区に利用調整地区を指定し、その利用の適正化を図るに当たり、大雪山国立公園松仙園地区利用適正化計画(以下、「利用適正化計画」という。)の策定及び変更について協議し、円滑な実施協力に向けた合意形成を図ることを目的とする。

(協議会の活動)

- 3 協議会は、次に掲げる事項の検討・実施を行う。
  - (1) 利用適正化計画案の策定及び変更に関する事項
  - (2) その他、検討協議会の目的を達するために必要な事項

(構 成)

- 4 (1) 協議会は、それぞれの役割に応じて利用適正化計画の実施に努めようとする機関であって、別表に定める機関により構成する。
  - (2) 専門的な助言等を得るため、会長が必要に応じて出席を求めることにより、協議会に構成員以外の専門家等が参画できることとする。

(会 長)

- 5 (1) 協議会に、会長を置く。
  - (2) 会長は、北海道地方環境事務所長が務める。
  - (3) 会長は、会務を統括するほか、必要に応じて協議会を招集する。
  - (4) 会長は、協議会の議事を進行する。なお、自ら協議会に出席することができない場合は、あらかじめ、協議会の議事進行にあたる会長代理を指名することができる。

(事務局)

- 6 協議会の事務局は、環境省北海道地方環境事務所上川自然保護官事務所、上川町の二者が共同でおこなう。

(情報公開)

- 7 協議会の会議資料、議事概要はインターネットにより公開する。ただし、貴重な動植

